

改正の概要

1. 改正理由

大気汚染防止法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成 7 年環境庁告示第 64 号）の一部が改正され、自動車用燃料である軽油の硫黄分の上限値が 50ppm から 10ppm に改正された。これを受け、関係する命令等が順次改正されているが、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「オフロード法告示」という。）においても、それらと整合をとるため、関係する箇所を改正するものである。

2. 改正内容

軽油の硫黄分の上限値を 50ppm から 10ppm とするものであるが、同様の理由で改正された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「保安基準細目告示」という。）第 3 条との整合性を考慮し、その内容を準用することにより、実質的に硫黄分の上限値の改正を行うものとする。

なお、準用する保安基準細目告示第 3 条の内容は下記のとおりである。軽油の硫黄分の上限値の改正の後に、ガソリンの硫黄分の上限値を 50ppm から 10ppm にする改正と、軽油にバイオディーゼル燃料 5%混合軽油の基準を追加する改正が行われているが、バイオディーゼル燃料 5%混合軽油の基準については、特定特殊自動車の特殊性を考慮して、その適用を限定することとする。

具体的には、オフロード法告示第 3 条を「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項の燃料は、保安基準細目告示第 3 条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、バイオディーゼル燃料を混合しない軽油を使用することを前提に製作された特定特殊自動車の場合にあっては、当分の間、バイオディーゼル燃料を混合しない軽油の要件を満たすものとする。」旨に改正する。

保安基準細目告示（抜粋）

（燃料の規格）

第 3 条 保安基準第 1 条の 2 の規定による燃料は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たすものとする。

燃料の種類	基準
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001%以下

セタン指数が 45 以上
90%留出温度が 360°C以下
次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下 ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超 5 %以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 (1) メタノールが質量比 0.01%以下 (2) 酸価が 0.13 以下 (3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003%以下 (4) 酸価の増加量が 0.12 以下
トリグリセリドが質量比 0.01%以下

備考

- 1 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 **K2255** の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 2 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 3 「酸素分」とは、日本工業規格 **K2536** 号の 2、日本工業規格 **K2536** 号の 4 又は日本工業規格 **K2536** 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 4 「セタン指数」とは、日本工業規格 **K2280** で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 5 「90%留出温度」とは、日本工業規格 **K2254** に定める方法で測定した軽油の性状をいう。
- 6 「酸価」とは、軽油 1 g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのmg数をいい、日本工業規格 **K2501** 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。
- 7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成 19 年経済産業省告示第 81 号）により測定した数値とする。